

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 責任の限度額の引上げ

一 船舶の所有者等若しくはその被用者等又は救助船舶に係る救助者若しくは当該救助船舶の船舶所有者等若しくはこれらの被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとするものとする。

1 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に応じて、二千トン以下の船舶にあつては、一単位の百五十一万倍の金額とし、二千トンを超える船舶にあつては、当該金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の六百四倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の四百五十三倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の三百二倍を乗じて得た金額を加えた金額とするものとする。ただし、百トンに満たない木船については、一単位の五十万七千三百六十倍の金額とするものとする。（第七条第一項第一号関係）

2 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合以外の場合においては、船舶のトン数に応じて、二千トン以下の船舶にあつては、一単位の四百五十三万倍の金額とし、二千トンを超える船舶にあつては、当該金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の千八百十二倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の千三百五十九倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の九百六倍を乗じて得た金額を加えた金額とするものとする。（第七条第一項第二号関係）

二 救助船舶に係る救助者以外の救助者又はその被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとするものとする。

1 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、一単位の百五十一万倍の金額（第七条第三項第一号関係）

2 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合以外の場合においては、一単位の四百五十三万倍の金額（第七条第三項第二号関係）

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十七年六月八日から施行するものとする。（附則第一項関係）

二 経過措置

この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例によるものとする。（附則第二項関係）